

令和2年4月9日

生徒、保護者のみなさんへ

瀬谷西高等学校長

小林 幸宏

緊急事態宣言に伴う臨時休業の延長等について

令和2年4月7日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、同法に基づく神奈川県実施方針が出され、協力要請されたことを受けて県教育委員会から対応について県立学校に4月8日通知されました。

この通知では、県立学校について、4月6日からの臨時休業期間を5月6日までとすることとし、休業期間中は登校日を設けないとされました。

そこで、本校では、県教育委員会の通知に基づき、次のとおりとすることをお知らせいたします。

1 休業期間

5月6日（水）までとします。

2 登校日

第1学年4月16日（木） 中止します。

第2学年4月17日（金） 中止します。

3 学習課題

配られた課題にしっかりと取り組んでください。

4月20日から5月6日までの課題については後日連絡しますので、確認し、しっかりと取り組んでください。

4 健康観察

・4月8、9日（すでに送信しています）

・4月13、14日

必ず、質問に回答してください。

5 部活動等生徒主体の活動

- ・学校が再開するまでの間、すべての生徒主体の活動を実施しないこととします。
- ・学校が再開するまでの間、部活動はすべての活動、練習試合等を実施しないこととします。

6 相談窓口及び連絡

お子様のこと、学校のこと、相談がございましたら、遠慮なく電話にてご連絡ください。

- ・副校長・教頭 045-302-3536

緊急事態宣言が出されたことをきちんと受けとめ、一人ひとりが自覚をもって新型コロナウイルスの感染拡大をとめる行動をしましょう。

5月6日までの間、生活のために必要な場合を除き、外出を自粛するようお願いいたします。

問合せ先

副校長 日下

電話 045-302-3536